

○ 投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）

改正案	現行
（損益計算書の区分） 第四十八条（略） 2 営業収益及び営業費用は、資産の運用に係る業務及びその附帯業務に関する収益又は費用を、受取利息、有価証券売却損益、不動産賃貸収入、不動産売却損益、再生可能エネルギー発電設備の賃貸収入、再生可能エネルギー発電設備の売却損益、公共施設等運営権の売却損益並びに公共施設等の売却損益、公共施設等の運営事業収入、公共施設等の運営事業費用、資産運用報酬、資産保管手数料、減損損失（営業費用の性質を有する場合に限る。）、のれんの償却額その他の収益又は費用の性質を示す適当な名称を付した項目に細分しなければならない。 3～5（略） （損益計算書に関する注記） 第六十三条 損益計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。 一・二（略） 三 不動産売却損益及び不動産賃貸損益の内訳 四 再生可能エネルギー発電設備（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号。以下「令」という。	（損益計算書の区分） 第四十八条（略） 2 営業収益及び営業費用は、資産の運用に係る業務及びその附帯業務に関する収益又は費用を、受取利息、有価証券売却損益、不動産賃貸収入、不動産売却損益、資産運用報酬、資産保管手数料、減損損失（営業費用の性質を有する場合に限る。）、のれんの償却額その他の収益又は費用の性質を示す適当な名称を付した項目に細分しなければならない。 3～5（略） （損益計算書に関する注記） 第六十三条 損益計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。 一・二（略） 三 不動産売買損益及び不動産賃貸損益の内訳 （新設）

（第三条第十一号に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。以下同じ。）の売却損益及び賃貸損益の内訳

五 公共施設等運営権（令第三条第十二号に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）の売却損益並びに公共施設等（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第一項に規定する公共施設等）をいう。以下同じ。）の運営事業収入及び運営事業費用の内訳

（投資法人の現況に関する事項）

第七十三条 前条第一号に掲げる「投資法人の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項その他当該投資法人の現況に関する重要な事項とする。

一 六 （略）

七 不動産、不動産の賃借権又は地上権ごとに、次に掲げる事項

イ・ロ （略）

ハ 当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下ハにおいて「テナント」という。）がある場合には、物件ごとに、当期末現在における稼働率及びテナントの総数並びに当該投資法人の営業期間中における全賃料収入（当該全賃料収入について、やむを得ない事情により表示できない場合には、その旨）

二 （略）

八 令第三条第六号に規定する約束手形につき、当期末現在における

（新設）

（投資法人の現況に関する事項）

第七十三条 前条第一号に規定する「投資法人の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項その他当該投資法人の現況に関する重要な事項とする。

一 六 （略）

七 不動産、不動産の賃借権又は地上権ごとに、次に掲げる事項

イ・ロ （略）

ハ 当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下このハにおいて「テナント」という。）がある場合には、物件ごとに、当期末現在における稼働率及びテナントの総数並びに当該投資法人の営業期間中における全賃料収入（当該全賃料収入について、やむを得ない事情により表示できない場合には、その旨）

二 （略）

八 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第

る債権額及び当該投資法人の営業期間中における売買総額

九〇十二 (略)

十三 再生可能エネルギー発電設備ごとに、次に掲げる事項

イ 当該再生可能エネルギー発電設備の名称、当該再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地の所在及び地番、当該再生可能エネルギー発電設備の設備の区分等（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第二条に規定する設備の区分等をいう。以下同じ。）その他当該再生可能エネルギー発電設備を特定するために必要な事項

ロ 再生可能エネルギー発電設備ごとに、当期末現在における価格（規約に定める評価方法及び基準により評価した価格その他これに準じて公正と認められる価格をいう。次号ロにおいて同じ。）

ハ 再生可能エネルギー発電設備の状況（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項をいう。）

(1) 当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第三条第二項に規定する認定発電設備をいう。以下同じ。）に該当する場合 再生可能エネルギー発電設備に係る特定契約（同法第四条第一項に規

四百八十号。以下「令」という。）第三条第六号に規定する約束手形につき、当期末現在における債権額及び当該投資法人の営業期間中における売買総額

九〇十二 (略)

(新設)

定する特定契約をいう。以下同じ。）の内容（特定供給者（同法第三条第二項に規定する特定供給者をいう。以下同じ。

）の名称、当該特定供給者と特定契約を締結した電気事業者（同法第二条第一項に規定する電気事業者をいう。以下ハにおいて同じ。）の名称、調達価格（同法第三条第一項に規定する調達価格をいう。以下同じ。）、調達期間（同項に規定する調達期間をいう。以下同じ。）その他当該特定契約に関する重要な事項をいう。）、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

(2)

(1)に掲げる場合以外の場合 再生可能エネルギー発電設備に係る電力需給契約（特定契約に該当するものを除く。以下同じ。）の内容（再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第二条第二項に規定する再生可能エネルギー電気をいう。以下同じ。）を発電しようとする者（特定供給者に該当する者を除く。以下「供給者」という。）の名称、当該供給者と電力需給契約を締結した電気事業者の名称、当該電力需給契約に基づき供給される再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格、契約期間、その他当該電力需給契約に関する重要な事項をいう。）、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

ニ 特定供給者又は供給者に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該再生可能エネルギー発電設備の運営に従事する人員の状況、再生可能エネルギー発電設備の運営の実績その他特定供給者又は供給者の業務遂行能力に関する重要な事項）	ホ 当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第六条第一項各号に定める基準への適合に関する事項	ヘ 当該再生可能エネルギー発電設備に関して賃貸借契約を締結した相手方がある場合には、当該投資法人の営業期間中における賃料収入、契約満了日、契約更改の方法、保証金その他賃貸借契約に関して特記すべき事項	ト 当該投資法人の営業期間中における売買総額	十四 公共施設等運営権ごとに、次に掲げる事項	イ 当該公共施設等運営権に係る公共施設等の名称、立地、運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。ハ及びニにおいて同じ。）の内容及び公共施設等の管理者等（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第三項に規定する公共施設等の管理者等をいう。以下同じ。）の名称並びに当該公共施設等運営権の存続期間その他当該公共施設等運営権を特定するために必要な事項
--	--	--	-------------------------------	-------------------------------	--

（新設）

ロ 公共施設等運営権ごとに、当期末現在における価格

ハ 当該公共施設等運営権に係る公共施設等の状況（公共施設等の運営等に係る委託契約の内容（契約の相手方、契約期間、年間委託費その他当該契約に関して特記すべき事項をいう。）、年間運営事業収入の実績、公共施設等の現況その他公共施設等運営権の価格に重要な影響を及ぼす事項をいう。）

ニ 公共施設等の運営等に係る委託契約の相手方に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該公共施設等の運営等に従事する人員の状況、公共施設等の運営等の実績その他当該契約の相手方の業務遂行能力に関する重要な事項）

十五（略）

十六 当期末現在における令第三条第一号、第二号から第八号まで、第十一号若しくは第十二号に掲げる特定資産又はその他の資産のそれぞれの総額の資産総額に対する比率（同条第一号の有価証券にあっては、株式、公社債又は新株予約権証券のそれぞれの総額の資産総額に対する比率）

十七、二十四（略）

2（略）

第八十条 各営業期間に係る投資法人の計算書類に係る附属明細書には、別紙様式により次に掲げる事項を表示するほか、投資法人の貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、注記表及び資産運用報告の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

十三（略）

十四 当期末現在における令第三条第一号若しくは第三号から第八号までに掲げる特定資産又はその他の資産のそれぞれの総額の資産総額に対する比率（同条第一号の有価証券にあっては、株式、公社債又は新株予約権証券のそれぞれの総額の資産総額に対する比率）

十五、二十二（略）

2（略）

第八十条 各営業期間に係る投資法人の計算書類に係る附属明細書には、別紙様式により次に掲げる事項を表示するほか、投資法人の貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、注記表及び資産運用報告の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

一〇七 (略)	八 再生可能エネルギー発電設備等明細表	九 公共施設等運営権等明細表	一〇 十五 (略)	二 (略)
一〇七 (略)	(新設)	(新設)	八 十三 (略)	二 (略)

○ 投資法人の計算に関する規則（平成十八年法律第四十七号）

改正案										現行									
別紙様式（第80条第1項関係）										別紙様式（第80条第1項関係）									
附 属 明 細 書										附 属 明 細 書									
第1～3 （略）										第1～3 （略）									
第4 不動産等明細表										第4 不動産等明細表									
(1) 総括表 （略）										(1) 総括表 （略）									
(表示上の注意)										(表示上の注意)									
<u>1 「第7 再生可能エネルギー発電設備等明細表」又は「第8 公共施設等運営権等明細表」の総括表に表示した土地その他の資産については表示しないこと。</u>																			
<u>2～6 （略）</u>										<u>1～5 （略）</u>									
<u>7 特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として表示し、その増減事由を「摘要」欄に表示すること。</u>										<u>6 特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当該増加額」又は「当該減少額」の欄に内書（括弧書）として表示し、その増減事由を「摘要」欄に表示すること。</u>									
(2) 不動産の明細表 （略）										(2) 不動産の明細表 （略）									
(表示上の注意)										(表示上の注意)									
<u>1 「第7(2) 再生可能エネルギー発電設備等の明細表」又は「第8(2) 公共施設等運営権等の明細表」に表示した土地その他の資産については表示しないこと。</u>																			
<u>2～11 （略）</u>										<u>1～10 （略）</u>									
(3) 不動産の収益状況の明細 （略）										(3) 不動産の収益状況の明細 （略）									
(表示上の注意)										(表示上の注意)									
<u>1 （略）</u>										<u>1 （略）</u>									
<u>2 「第7(3) 再生可能エネルギー発電設備等の収益状況の明細表」又は「第8(3) 公共施設等運営権等の収益状況の明細表」に表示した土地その他の資産については表示しないこと。</u>																			
<u>3～8 （略）</u>										<u>2～7 （略）</u>									
第5・6 （略）										第5・6 （略）									
第7 再生可能エネルギー発電設備等明細表										(新設)									
(1) 総括表																			
(単位：)																			
資産の種類		当期首 残高	当期増 加額	当期減 少額	当期末 残高	減価償却累計額 又は償却累計額		差引当 期末残 高	摘要										
						当 期 償 却 額													
流動 資 産																			
	合計																		
有 形																			

改正案

現行

固定資産																	
	合計																
無形固定資産																	
	合計																

(表示上の注意)

1 再生可能エネルギー発電設備に付随して発電事業の用に供される土地その他の資産についても表示すること。

2 「流動資産」、「有形固定資産」及び「無形固定資産」の欄は、貸借対照表に掲げられている科目の区分により表示すること。

3 「当期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって表示すること。

4 当期増加額、当期減少額について、その内容を注記すること。

5 同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加又は減少があった場合は、その事由を「摘要」欄に表示すること。

6 特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として表示し、その増減事由を摘要欄に表示すること。

(2) 再生可能エネルギー発電設備等の明細表

設備の区分等	No.	名称	所在地	地域地区	敷地面積	構造	認定日	特定供給者等の名称	特定契約の相手方等の名称	調達価格等	調達期間等	取得年月日	取得価額	当期末帳簿価額	担保の状況

改正案

小計	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—			—
小計	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—			—
小計	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—			—
小計	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—			—
合計	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—			—

(表示上の注意)

1

再生可能エネルギー発電設備に付随して発電事業の用に供される土地その他の資産についても表示すること。

2

「名称」欄には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第1項の規定による経済産業大臣の認定を受けた際の申請書類に記載した設備の名称等当該再生可能エネルギー発電設備を適切に表す名称を表示すること。

3

「所在地」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備及びこれに付随して発電事業の用に供される土地その他の資産（以下(2)及び(3)において「再生可能エネルギー発電設備等」という。）の所在地（地割地番まで）を表示すること。

4

「地域地区」欄には、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域の種類を表示すること。

5

「構造」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備等の構造（土地の場合、地目）を表示すること。

6

「認定日」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第1項の規定による経済産業大臣の認定を受けた日（同条第4項の規定による変更の認定があったときはその認定日及びその変更の内容並びに同条第5項の規定による変更の届出を行ったときは、当該届出の受理日及びその変更の内容を含む。）を記載すること。

7

「特定供給者等の名称」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合にあっては、特定供給者に該当する者の名称、それ以外の場合にあっては、供給者に該当する者の名称を表示すること。

8

「特定契約の相手方等の名称」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合にあっては、特定契約の相手方の名称、それ以外の場合にあっては、電力需給契約の相手方の名称を表示すること。

9

「調達価格等」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合にあっては、調達価格、それ以外の場合にあっては、電力需給契約に基づき供給される再生可能エネルギー電気の1キロワット時当たりの価格を表示すること。

現行

改正案

現行

10 「調達期間等」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合には、調達期間、それ以外の場合には、電力需給契約の契約期間を表示すること。

11 「取得年月日」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備等の取得年月日を表示すること。

12 「敷地面積」、「取得価額」及び「当期末帳簿価額」欄の小計は、設備の区分等ごとの小計を表示すること。

13 「担保の状況」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備等を担保に供している場合、その旨の表示をすること。

14 「No.」欄は、「(3) 再生可能エネルギー発電設備等の収益状況の明細」における当該再生可能エネルギー発電設備の整理No. と一致させること。

(3) 再生可能エネルギー発電設備等の収益状況の明細

	整理 No.	物件の名称	所在地
再生可能エネルギー発電設備			
土地			
建物			
再生可能エネルギー発電設備			
土地			
建物			

科目	第 期 年 月 ～年 月	第 期 年 月 ～年 月	第 期 年 月 ～年 月	第 期 年 月 ～年 月	第 期 年 月 ～年 月
賃貸事業 収入賃貸 料 ・ ・ ・ ・ ・					
賃貸事業 収入 小 計A					
賃貸事業 費用 公租公課 (うち固 定 資 産 税) 諸経費					

改正案

(う ち)					
(う ち)					
減価償却 費					
(う ち)					
(う ち)					
賃貸事業 費用 小 計 B					
再生可能 エネルギー 発電設備 賃貸 事業損益 A－B					

(表示上の注意)

1

本表は、再生可能エネルギー発電設備ごとに作成すること。発電事業の用に供する土地その他の資産を一体として賃貸している場合は、当該資産に係る収入及び費用についても表示すること。再生可能エネルギー発電設備と土地その他の資産を一体的に管理している場合は当該物件を一つの物件として作成することを妨げない。

2

過去5期分について作成すること。

3

諸経費には、水道光熱費、外注管理費、修繕費等を記載すること。

4

減価償却費には、機械・装置のほか当該再生可能エネルギー発電設備に係る建築物、器具・備品等についても表示すること。

第8

公共施設等運営権等明細表

(1)

総括表

(単位：)

資産の種類	当期首 残高	当期増 加額	当期減 少額	当期末 残高	減価償却累計額 又は償却累計額 当 期 償 高	差引当 期末残 高	摘要

現行

(新設)

改正案

却額

流動資産

有形固定資産

無形固定資産

合計

合計

合計

合計

現行

(表示上の注意)

1 公共施設等運営権、公共施設等運営権に係る公共施設等及び公共施設等運営権に係る公共施設等の運営事業に付随して取得した土地その他の資産（以下(2)及び(3)において「公共施設等運営権等」という。）について表示すること。

2 「流動資産」、「有形固定資産」及び「無形固定資産」の欄は、貸借対照表に掲げられている科目の区分により表示すること。

3 「当期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって表示すること。

4 当期増加額及び当期減少額について、その内容を注記すること。

5 同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加又は減少があった場合は、その事由を「摘要」欄に表示すること。

6 特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として表示し、その増減事由を摘要欄に表示すること。

(2) 公共施設等運営権等の明細表

No.

名称

公共施設等に関する事項

公共施設等運営権に関する事項

所在地

地域地区

管理者等の名称

公共施設等の運営

構造

総面積

存続期間

取得年月日

取得価額

当期末帳

担保の状況

改正案												現行	
					に係 る委 託契 約の 相手 方の 名称							簿 価 額	況

(表示上の注意)

- 1 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営事業に付随して取得した土地その他の資産がある場合には、当該資産についても、「No.」、「名称」、「所在地」、「地域地区」、「構造」、「総面積」、「取得年月日」、「取得価額」、「当期末帳簿価額」及び「担保の状況」の欄に表示すること。
- 2 「所在地」欄には、当該公共施設等の所在地（地割地番まで）を表示すること。
- 3 「地域地区」欄には、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域の種類を表示すること。
- 4 「管理者等の名称」欄には、当該公共施設等の管理者等の名称を表示すること。
- 5 「構造」欄には、当該公共施設等の構造（土地の場合、地目）を表示すること。
- 6 「存続期間」欄には、当該公共施設等運営権の存続期間（始期及び終期）を記載すること。
- 7 「取得年月日」欄には、当該公共施設等運営権の取得年月日を表示すること。
- 8 「担保の状況」欄には、当該公共施設等運営権を担保に供している場合、その旨の表示をすること。
- 9 「No.」欄は、「(3) 公共施設等運営権等の収益状況の明細」における当該公共施設等運営権の整理No.と一致させること。

(3) 公共施設等運営権等の収益状況の明細

	整理 No.	物件の名称	所在地
公共施設等運営権			
土地			
建物			
公共施設等運営権			
土地			

改正案					現行
建物					
科目	第 期 年 月 ～年 月	第 期 年 月 ～年 月	第 期 年 月 ～年 月	第 期 年 月 ～年 月	第 期 年 月 ～年 月
公共施設 等運営事 業収入 ．．．． ．					
公共施設 等運営事 業収入 小計A					
運営事業 費用 公租公課 (うち固 定資産 税) 諸経費 (うち ．．． ．) (うち ．．． ．) 減価償却 費又は償 却費 (うち ．．． ．) (うち ．．． ．) ．．．．					
公共施設 等運営事					

改正案						現行
業費用 小計 B						
公共施設 等運営事 業損益 A－B						
(表示上の注意)						
1 本表は、公共施設等運営権ごとに作成すること。公共施設等運営権に係る公共施設等の運営事業に付随して取得した土地その他の資産がある場合には当該資産についても表示すること。						
2 過去5期分について作成すること。						
3 諸経費には、水道光熱費、外注管理費、修繕費等を記載すること。						
4 減価償却費又は償却費には、公共施設等運営権のほか運営事業に付随して取得した資産等についても表示すること。						
5 運営事業費用に、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第20条に規定する費用が含まれる場合には、金額及びその内訳を欄外に記載すること。						
第9～14 (略)						第7～12 (略)